

道央廃棄物処理組合公平委員会議事規則

(平成26年 5月19日公平委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第11条第5項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合公平委員会（以下「委員会」という。）の議事に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(会議)

第2条 委員会の会議は、必要に応じ委員長がこれを招集する。

2 会議を招集するときには、委員長は会議に付する事案、会議開催の日時及び場所を委員にあらかじめ通知しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、特に必要があると認めるときは、委員会の決議により公開することができる。

(議長)

第4条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

(議決の効力)

第5条 会議の議決は、採決のときにおいてその効力を生ずる。

(議事録)

第6条 地方公務員法第11条第4項の議事録は、委員全員がこれに署名して確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。